

障がい児通所支援事業所における 身体拘束ゼロ対策マニュアル

はぐくみ

令和6年8月

参考資料

身体拘束ゼロマニュアル_三浦しらとり園人権委員会（高知県ホームページ）

鳥取県不適切な身体拘束を防止するための手引き作成委員会

【運営基準の改正】 R4年度から義務化となる項目（高知市ホームページ）

目次

1	障害者虐待防止法とは	1
	◇障害者虐待防止法って何ですか.....	1
	◇法の目的は	1
	◇対象となる人は.....	1
	◇障害者虐待は3種類（法は、広く虐待を禁止していますが、特に次の3種類の虐待について規定しています）	1
	■養護者による虐待.....	1
	■障害者福祉施設従事者等による虐待.....	1
	■使用者による虐待.....	2
2	虐待の行為	3
3	身体拘束とは.....	4
	✓ 障がい者に対する身体拘束とはどんなものですか？.....	4
	✓ 身体拘束はどうして悪いのか？	4
4	緊急やむを得ない場合の3要件.....	5
5	不適切な身体拘束防止に向けた取組	8
6	障がい者の支援に係る身体拘束を行うときの手続き.....	9
	大方針.....	10
	1. 虐待は絶対に起こさない	10
	2. 身体拘束廃止のための5つの指針	10
	3. 記録と情報共有の実行経路を可視化する	10
	付録.....	11
	論理的思考力	11
	1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催.....	11
	委員会定義.....	11
	試行錯誤力	11
	2. 身体拘束等の適正化のための指針の整備.....	11
	委員会で定めた担当者による指針の作成.....	11
	実行力	11
	3. 身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（年1回以上）	11
	委員会で作成した研修教材を用いた研修の実施	11

1 障害者虐待防止法とは

◇障害者虐待防止法って何ですか

- 障害のある方の尊厳を守り、虐待を防ぐための法律です。
- すべての障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有します。
- 障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を侵害するものであり、障害のある人の自立や社会参加にとって妨げとなります。
- この法は、障害のある人への虐待の防止や養護者に対する支援に取り組むために制定されました。

◇法の目的は

- ①障害者に対する虐待の禁止、②障害者虐待の予防及び虐待の早期発見等に関する国等の責務、③障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置を定め、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すると掲げています。

◇対象となる人は

『身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』です。

※この中では、障害者手帳の交付を受けていない人も対象です。

◇障害者虐待は3種類（法は、広く虐待を禁止していますが、特に次の3種類の虐待について規定しています）

■養護者による虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」を指し、身近の世話や金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当します。

また、同居していなくても、身近の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

■障害者福祉施設従事者等による虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者虐待防止法に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者を指します。これに該当する施設等は、次表のとおりです。

法律上の規定	施設・事業
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、共同生活援助) ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを運営する事業 ・ 福祉ホームを運営する事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 障害児通所支援事業 (児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)

■使用者による虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」を指します。

※施設入所している障害児に対する施設職員による虐待については、児童福祉法第33条10及び同法第33条11に規定されています。

2 虐待の行為

身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じたり、正当な理由なく障がい者の身体を拘束等すること



✖ 平手打ち、殴る、蹴る、つねる、
飲まなくてもよい薬を飲ませる

心理的虐待

障害者に対し著しい暴言や心理的外傷を与える言動等を行うこと



✖ 怒鳴る、悪口をいう、
仲間に入れない

性的虐待

障がい者にわいせつな行為等
をすること



✖ 裸にする、キスをする、
わいせつな言葉を言う、
わいせつな映像を見せる

経済的虐待

養護者又は障がい者
の親族が当該障がい者の財産を不当に処分
等すること



✖ 年金や働いて得たお金を
渡さない、
勝手に障がい者のお金を使う

放置・放棄 (ネグレクト)

養護者が等が障がい者を長時間放置するなど養護を著しく怠ること



✖ おなかがすいても食事を与えない、
汚い部屋で生活させる、入浴をさせない

3 身体拘束とは

障がい者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況におくことを指し、結果として、その障がい者の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為です。

✓ 障がい者に対する身体拘束とはどんなものですか？



A

障がい者を、「他害等の行動がある」、あるいは「事故の危険性がある」という理由で、ひもや抑制帯、ミトンなどの道具を使用して、ベッドや車椅子に縛ったりすることをいいます。

部屋に閉じ込めて出られないようにする、あるいは、向精神薬等を過剰に飲ませて動けなくすることも身体拘束にあたります。結果的に、障がい者の人間としての誇り・尊厳を奪う結果を招く可能性があります。

✓ 身体拘束はどうして悪いのか？



A

関節の拘縮や、筋力や心肺機能、身体的能力の低下、褥瘡(じょくそう)の発生など身体への直接のダメージや、食欲の低下、拘束具による窒息の可能性さえあります。

見えにくい害としては、意思に反して行動を抑制されることによる諦め、屈辱、怒りなどの精神的な苦痛や尊厳の侵害、家族への精神的なダメージ、つまり障害者福祉施設等を利用させたことに対する罪悪感や怒り、後悔などを招く可能性もあります。

また、サービスを提供する側にとっても、安易な身体拘束が常態化することにより、職員等のモチベーションの低下や、支援技術の低下といった、悪循環が起きます。

障がい者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケア（支援）の実施に努めましょう。

平成28年4月厚生労働省のマニュアル（「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）に座位保持装置等のベルトについて記載されました。（一部抜粋）

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断することが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障害者を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用であれば一律に身体拘束ではないと判断することも適当でないのは当然のことですので留意が必要です。

4 緊急やむを得ない場合の3要件

障がい者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3要件すべてにあてはまる状態にある場合に、必要最低限の身体的拘束を行うことはやむを得ないとされています。

(本人又は他の障がい者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は十分に検討を行い(虐待防止委員会※を設置している場合は活用して)、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてにあてはまる場合のみ、**本人・家族への説明・同意を得て行います。**また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除するよう努力しましょう。)

※障害者虐待防止法第15条では、施設等の設置者に「虐待を防止する措置」を行う責務があると定められている。虐待防止委員会、事業所・現場で虐待防止のリーダーとなる職員(虐待防止マネージャー)は、組織として行う虐待防止の措置の例として、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(平成28年4月・厚生労働省)の中で設置が推奨されている。

1 切迫性

障がい者本人又は他の障がい者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。



2 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替手法がない。



3 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的で、できるだけ短い時間に限られたものである。



◎ 身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件すべてにあてはまる必要があります。
◎ ただし、要件すべてにあてはまるのが、身体拘束を行うことを合理化するわけではありません。よりその人の行動を制限しない方法で可能な選択肢を常に模索することが求められます。

3要件にあてはまる場合でも、身体拘束を行うまでに、以下の点について、自問してみるとともに、周りのみんなと一緒に考えてみましょう。

施設長、管理者の方へ

- 事業所の責任において取り組んでいますか。
- 事業所の都合で、本人が望まない行為を強いていませんか。



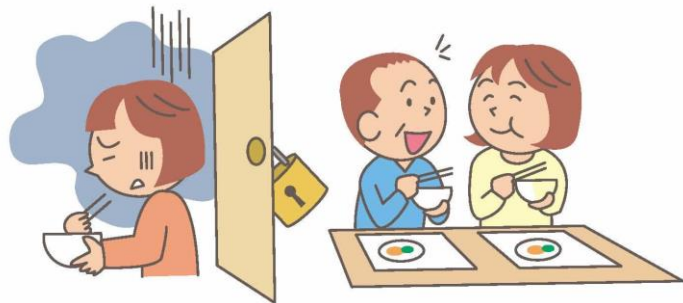
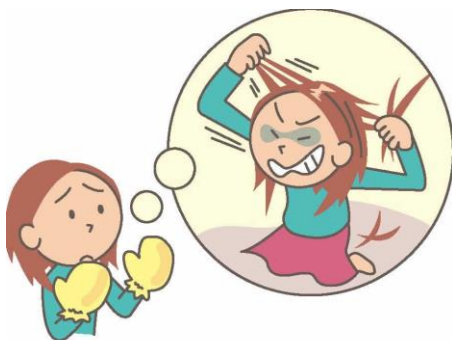
従業者の方へ



- 本当にその拘束をしないと危険ですか。
- 「こうしてほしい」というその人のサインを見逃していませんか。
- 提供している支援の在り方に、改善の余地はありませんか。
- 本人の問題ばかりに気を取られていませんか。
- 「こうしたらどう？」という、同僚の声を聞いていますか。
- 支援者があなたやあなたの大切な家族であっても、今の支援が最も適切であると思いますか。

継続的に行われていた問題となる例です。

- 行動面で問題がある障がい者であり、他害のおそれがあるため、職員配置が少ない時間帯に、居室に閉じ込めた。
- 自傷行為の可能性があることから、手の指が動かないようにミトン型の手袋を安易に日常的に装着させている。
- 意思疎通が出来ない障がい者の不穏行動を落ち着かせるため、向精神薬等を過剰に服用させた。
- 異食の可能性があるため、他の障がい者の食事中、個室に隔離し、施錠した。
- 衣服破りが絶えないので、障がい者自らが脱衣できないよう厚いつなぎ服を毎日着用させている。



5 不適切な身体拘束防止に向けた取組

なぜ身体拘束を行っているのか、利用者の身体拘束を解除するためには何が必要かについて施設の中で話し合いを重ね、身体拘束に代わる支援方法を考えましょう。

そのためには、虐待防止委員会の活用などによる、支援方法に関する「PDCAサイクルの実施」が必要となります。そして、その委員会や話し合いを形骸化させることなく、施設全体の実効性のある取組をしていくことが求められます。

正しい知識と理解

- 身体拘束についての正しい知識と理解が大切です。
- 自身が行った（行っている）身体拘束について、適切な方法による支援であるか見直しましょう。
- 「虐待＝暴力」と思っている職員もいます。虐待の行為についてきちんと理解しましょう。



気づき

- 障がい者を支援する中で、障がい者の生活リズムに異変がないかといった視点でも点検しましょう。
- 何か異変に気がついたら、職員みんなで情報を共有し、適切な支援について話し合いましょう。

スキルアップ

- 積極的に虐待防止研修会などに参加し、支援の方法を学びましょう。
- 定期的に、身体拘束防止や支援の方法等について職場研修や話し合いを行う場を設けましょう。



6 障がい者の支援に係る身体拘束を行うときの手続き

やむを得ず身体拘束を行うときは、
3要件（7ページ）のすべてにあてはまる必要があります。

- 切迫性
- 非代替性
- 一時性

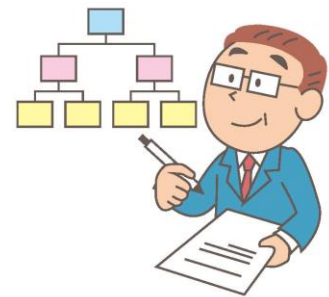
このすべてにあてはまっていますか？



やむを得ず身体拘束を行う場合は、
次の手続きを踏まえた対応が必要となります。

組織による決定と個別支援計画への記載

- 支援の方法については、管理者や担当する支援職員等、職員が出席する会（例：虐待防止委員会など）において、組織として決定する必要があります。
- 個別支援計画には、身体拘束の状態や拘束する時間、やむを得ず身体拘束を行う理由などを記載します。



本人、家族等への説

- 本人や家族等に対し、拘束する目的、時間（又は期間）、理由等について説明し、同意を得ることが必要です。
- 拘束の方法について医師への相談を行う場合もあります。医師から指示のあった内容についても、本人、家族等へ説明し、同意を得ることが必要です。また個別支援計画にも記載しましょう。

本人、家族等への説

- 身体拘束を行ったときは、その様子や時間、そのとき拘束されている当事者の心身の状況など必要なことは記録が必須です。



大方針

1. 虐待は絶対に起こさない

要支援者を守るべき立場にある支援員が、虐待をしてはいけません。虐待は犯罪です。

虐待は、本人の尊厳を著しく損ない、QOLを低下させます。同時に、虐待をした側は刑事罰を受け、それまで築いてきた人生や周囲の人の人生も台無しになります。「虐待は絶対に起こさない」と肝に銘じて、支援に携わってください。

2. 身体拘束廃止のための5つの指針

身体拘束を廃止するために、以下の5つの指針を実行することが大切です。
身体拘束廃止のための5つの指針

- ① トップが決意し、施設が一丸となって取り組む
- ② 責任感と意識のある者同士が議論し、共通の認識を定義し周知徹底する
- ③ 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す
- ④ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する
- ⑤ 常に代替的な方法を考え、やむを得ず身体拘束する場合は極めて限定的にする

3. 記録と情報共有の実行経路を可視化する

記録方法と共有方法を事前に決め誰しものが記録とファイリングを行えるようにする。

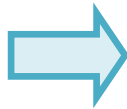
誰が、何時、どのように等の実行経路を可視化することが最も重要です。

付録

論理的思考力

1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催

委員会の定義



担当者と役割を決める	委員長、計画作成、研修・指導
委員長	全体を把握
計画作成	マニュアル、研修資料の作成
研修・指導	研修計画と取りまとめ後委員長に報告

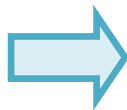
👉 定期的なサイクルを必要とするため施設環境に合った把握方法を決める

1. 紙ベースでファイリングし次回予定を決める
2. ICT（オンラインワークスペース）を活用したスケジューリング
※見落とし防止、共有のし易さから推奨する

試行錯誤力

2. 身体拘束等の適正化のための指針の整備

委員会で定めた担当者による指針の作成



タイトル	身体拘束等の適正化のための指針
サブタイトル	<ol style="list-style-type: none"> 1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方 2. 身体拘束等廃止に向けた体制 3. 身体拘束等に向けた各職種の役割 4. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修
様式資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式_身体拘束適正化委員会議事録 ・ 身体拘束・行動制限に関する説明書（様式1） ・ 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録（初回）（様式2） ・ 身体拘束経過記録（様式3） ・ 様式_身体拘束等の排除に関する研修記録

実行力

3. 身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（年1回以上）

委員会で作成した研修教材を用いた研修の実施



メソッド	eラーニング
------	--------

取りまとめファイリング

エビデンス

カテゴリー	ファイル名
マニュアル	マニュアル_身体拘束ゼロ対策.docx
指針	委員会_身体拘束等の適正化のための指針.docx
身体拘束・行動制限に関する説明書(様式1)	様式_説明/経過観察/経過記録.docx
緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録(初回)(様式2)	
身体拘束経過記録(様式3)	
研修記録	様式_虐待・身体拘束等の排除に関する研修記録.docx

障がい児通所支援事業所における身体拘束ゼロ対策マニュアル

令和6年8月作成

障がい児通所 はぐくみ

TEL. 06-6180-9995 / FAX. 06-6180-9996
〒538-0054 大阪市鶴見区緑1-7-28 菊千マンション 1階